

第4号様式

流税第 475号  
令和5年3月2日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果  
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月15日・流監第122号	
監査の種別	定期監査・行政監査	
部課等名	区分	指摘事項等

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。